

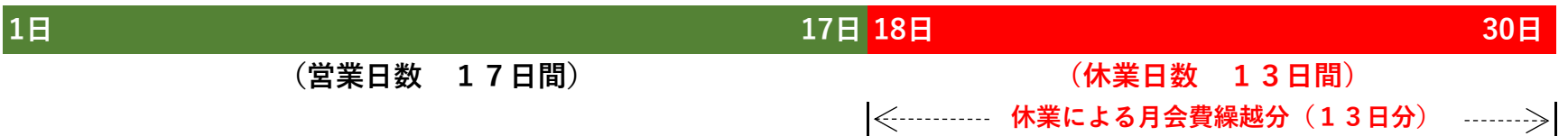
4月分月会費の取扱いについて

4月分の月会費については、当倶楽部休業日数に応じた日割り相当分を営業再開後の月会費にさせていただきます（休会料除く）。尚、5月分月会費は口座引落処理を停止しております。

以下に会費の取扱いにつきまして、図で説明させていただきますのでご確認宜しくお願い申し上げます。

《4月分月会費の取扱い》

4月



5月



6月



※7月分月会費と併せて口座引落としにてお支払い

例：月会費15,000円（消費税抜き）の会員様の場合

4月分会費（17日間）	・・・	8,500円
5月分会費（全休）	・・・	0円
6月分会費（13日間）	・・・	6,500円
6月分として頂く会費（17日間）	・・・	8,500円

尚、月2・月3・月4会員様につきましては、4月の未利用分を6月にスライドさせて頂き、7月分会費より通常どおりにお支払い頂きます。